

<居宅介護支援>

実地指導事業所：11事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所														指導内容	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
特別地域居宅介護支援加算																
中山間地域等における小規模事業所加算																
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (+5/100)																
初回加算	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	I（文書（返還））運営基準減算に該当しているにもかかわらず、当該加算を算定。	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	×				×			×		○	○		×	×	A・E・M・N（口頭）利用者の心身の状況等，病院等に提供する当該利用者に係る必要な情報の項目に「入院日」を追加すること。 C（文書（返還））当該加算の（Ⅱ）を算定すべきところ，（Ⅰ）を算定。 C（口頭）当該利用者が病院又は診療所に入院するに当たって，当該病院又は診療所の職員に対して情報を提供した場合は，情報提供を行った日時，場所（医療機関へ出向いた場合），内容，提供手段等について居宅サービス計画等に記録すること。	
入院時情報連携加算（Ⅱ）			×							○			×	×	H（口頭）提供する必要な情報には，当該利用者の心身の状況や生活環境及びサービスの利用状況が確認できるものが含まれているものとし，入院時情報提供シートを活用等すること。	
退院・退所加算（Ⅰイ）											○			○		
退院・退所加算（Ⅰロ）	○									○				○		
退院・退所加算（Ⅱイ）														○		
退院・退所加算（Ⅱロ）																
退院・退所加算（Ⅲ）																
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算																
看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）連携加算																
緊急時等居宅カンファレンス加算																
特定事業所加算（Ⅰ）																
特定事業所加算（Ⅱ）								×							H（口頭）特定事業所加算について，介護支援専門員に対し，資質向上のため計画的に研修を実施した場合は，その記録を適切に保存するとともに，管理者は研修目標の達成状況について適宜確認し，必要に応じて改善措置を講じること。	

特定事業所加算（Ⅲ）							○	○	×											○	G（口頭）介護支援専門員ごとの目標に対する個別具体的な研修の内容、実施期間を定めること。また、管理者は研修の達成状況について、適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じること。 G（口頭）他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する事業所等を定めた計画を立てること。 G（口頭）算定に当たっては、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、保存しておくこと。
特定事業所加算（Ⅳ）																					
ターミナルケアマネジメント加算																					

【減算】

○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの

事項	事業所														指導内容						
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N							
特定事業所集中減算		×	×					×													B・C・G・L（口頭）所定様式に居宅サービス計画の総数、位置付けられた居宅サービス計画数、紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等を記載して保管するとともに、計算の結果、割合が80%を超えた場合は高知市長に届け出ること。
運営基準減算		×	×							×											B・I・L（文書（返還））モニタリングの結果を記録していない。 C（文書（返還））モニタリングに当たって、居宅を訪問し、利用者に面接していない。 I（文書（返還））居宅サービス計画の新規又は更新作成時にサービス担当者会議を開催していない。

【その他】

（報酬）

・居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載すること。（口頭）

・毎月の介護、予防の利用人数を確認し、40人未満であることがわかる記録を作り残しておくこと。（口頭指導）

<訪問介護>

実地指導事業所：9事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所													指導内容
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
2人の訪問	○		○									○		
夜間加算		○	○		○	○	○	○		○			○	
早朝加算	○			○	○	○	○	○		×	○	○	○	J（文書（返還））早朝に訪問介護を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定。
深夜加算						○	○							
特定事業所加算（Ⅰ）														
特定事業所加算（Ⅱ）						×		○					○	F（口頭）当該事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合等について算出した上で、人材要件を満たしていることを確認すること。
特定事業所加算（Ⅲ）														
特定事業所加算（Ⅳ）														
特別地域訪問介護加算														
中山間地域等における小規模事業所加算														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算														
緊急時訪問介護加算														
初回加算	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	×	M（文書（返還））初回若しくは初回月にサービス提供責任者が自ら訪問介護を提供若しくは他の訪問介護員に同行した記録が無いにもかかわらず当該加算を算定。
生活機能向上連携加算（Ⅰ）														
生活機能向上連携加算（Ⅱ）														
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	○					○	○		○		○	○	○	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）														
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）								○						
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）														
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）														
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）												○		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	○													

【減算】

○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの

事項	事業所													指導内容
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	

同一建物減算							○	×				○	○	G（口頭）当該法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）のうち、別の場所にあるサ高住については、現在の運営実態からみてサテライトの届出が必要であるので、当該届出をするとともに、当該サ高住の居住者に対して現在と同様の手段等でサービス提供した場合は、同一建物減算すること。
--------	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	--

【その他】
（報酬）

- ・生活援助3を提供した記録であるにもかかわらず身1生1で請求。（文書指導（返還））
- ・サービス実施記録について、訪問介護員に訪問介護を実際に行った時間を記録させること。（口頭指導）
- ・生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載すること。（口頭指導）
 - ・前回提供した訪問介護から2時間未満の間隔での訪問介護の提供にもかかわらず、それぞれの所要時間を合算せず算定が認められた。それぞれの所要時間を合算して訪問介護費を算定すること。（文書指導（返還））
 - ・サービス実施記録とサービス提供票の内容が相違するものが確認された。上限額の調整ということであるが、サービス提供実績に基づいて報酬請求するとともに、上限額を超えるものについては、自己負担を求める等の対応を行うこと。（口頭指導）
- ・サービス提供記録で、提供時間を書き間違えているものが確認された。記録は正確に記載すること。（口頭指導）
- ・サービスを実施した記録がないにもかかわらず所定単位数を算定。（文書指導（返還））
- ・サービス実施記録について、自費でのサービスの実施記録であるのか介護保険でのサービスの実施記録であるのか明確に分かるように記録すること。（口頭指導）
 - ・サービス実施記録について、提供した担当訪問介護員が明確に分かるように記載するとともに、介護保険サービスなのか障害福祉サービスなのか明確に分かるように記載すること。（口頭指導）

<訪問看護>

実地指導事業所：1事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所	指導内容
	A	
夜間加算	×	A（文書（返還））緊急時訪問看護加算を算定している事業所において1月以内の1回目の緊急時訪問であるにもかかわらず当該加算を算定。
早朝加算		
深夜加算		
複数名訪問加算（Ⅰ）		
複数名訪問加算（Ⅱ）		
長時間訪問看護加算		
特別地域訪問看護加算		
中山間地域等における小規模事業所加算		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
緊急時訪問看護加算	○	
特別管理加算（Ⅰ）	○	
特別管理加算（Ⅱ）	○	
ターミナルケア加算		
初回加算	○	
退院時共同指導加算	○	
看護・介護職員連携強化加算		
看護体制強化加算（Ⅰ）		
看護体制強化加算（Ⅱ）		
サービス提供体制強化加算		

【減算】

○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの

事項	事業所	指導内容
	A	
同一建物等減算		

<通所介護>

実地指導事業所：6事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所						指導内容
	A	B	C	D	E	F	
入浴介助加算	×	○	○	○	×	○	A（文書（返還））入浴介助の実施記録の回数と違う回数で算定。 E（文書（返還））入浴介助の実施回数を誤って算定。
中重度者ケア体制加算							
生活機能向上連携加算							
個別機能訓練加算（Ⅰ）		○	×				C（口頭）個別機能訓練計画の長期目標と短期目標の内容が同じ内容となっている計画が確認された。 短期目標については，長期目標を達成するための段階的な目標を設定すること C（口頭）個別機能訓練加算（Ⅰ）について，個別機能訓練計画，訓練実施記録に，それぞれ実施時間についても記載すること。また，居宅を訪問し，利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明したことが明確に分かるように記録すること。（一部H26指摘）
個別機能訓練加算（Ⅱ）	×	×		○		×	A（口頭）心身機能，活動（ADL，IADL），参加（役割の創出や社会参加の実現）といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり，当該利用者の意欲の向上につながるよう段階的な目標とする等，可能な限り具体的かつ分かりやすい目標を設定すること。（前回指導） A（口頭）どの機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問したのか分かるように記録すること。また，個別機能訓練計画書に，当該計画書の作成者名及びプログラムごとの実施時間を記載すること。（一部前回指導） B（口頭）利用者に対して直接訓練を実施した機能訓練指導員が明確に分かるように記録すること。 F（口頭）当該加算の趣旨を踏まえた訓練内容となるよう計画すること。また，3月ごとに1回以上，利用者の居宅を訪問し，利用者の居宅での生活状況を確認した上で，計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録すること。 F（口頭）訓練の実施記録に実施時間を明確に記載すること。
運動器機能向上加算（予防）							
ADL維持加算（Ⅰ）							
ADL維持加算（Ⅱ）							
認知症加算							
若年性認知症利用者受入加算							
栄養改善加算							
栄養スクリーニング加算							
口腔機能向上加算				×			D（口頭）多職種共同で口腔機能管理指導計画を作成したことが明確に分かるように記録すること。また，口腔機能向上加算を算定できる利用者であることが確認できる記録を整備・保存すること。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算							
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（イ）		○	○			○	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（ロ）							
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）							
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	○	○	○	○		○	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）					○		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）							

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）							
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）							
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			○			○	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）							

【減算】

○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの

事項	事業所						指導内容
	A	B	C	D	E	F	
定員超過利用減算							
送迎減算	×		○	○	○	○	A（口頭）迎え・送りのどちらの送迎が無かったのか、送迎が無くなった理由（家族の送迎等）が明確に分かるように、送迎の記録を記載すること。
同一建物減算		○	○	○		○	

【その他】

（報酬）

- ・ サービスを提供していないにもかかわらず通所介護費を算定。（文書指導（返還））
- ・ 2時間以上3時間未満の単位数は、心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な利用者について算定すること。（口頭指導）

【個別機能訓練に関する注意事項】

① 個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）の違い（それぞれの加算の目的・趣旨が異なる）

個別機能訓練加算（Ⅰ）・・・ 身体機能への働きかけを中心に行うもの

個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・ 心身機能への働きかけだけでなく、ADL（食事、排せつ、入浴等）やIADL（調理、洗濯、掃除等）などの活動への働きかけや、役割の創出、社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるもの

※ 次の国からの通知を参照。

「通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」
（平成27年3月27日 老振発0327第2号）

② 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練（Ⅱ）を算定できるが、この場合にあつては、個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要。

<地域密着型通所介護>

実地指導事業所：6事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所										指導内容
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
入浴介助加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中重度者ケア体制加算											
生活機能向上連携加算											
個別機能訓練加算（Ⅰ）			○								
個別機能訓練加算（Ⅱ）					×	×		×			<p>E（文書（返還））専従の機能訓練指導員でない者が機能訓練を提供したにもかかわらず、当該加算を算定。 E・H（口頭）心身機能、活動（ADL，I ADL等），参加（役割の創出や社会参加の実現）といった生活機能にバランスよく働きかけるものであるため、当該趣旨を踏まえ、個別に計画を作成すること。 E（口頭）利用者ごとに作成する個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成したことが明確に分かるように作成すること。 F（口頭）居宅を訪問した上で、計画が作成されたこと、また、3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と計画の内容（評価を含む。）、進捗状況等を説明したことが明確に分かるように記録すること。（一部H29指摘） F（口頭）個別機能訓練計画を多職種共同で作成したことが明確に分かるように記録すること。また、機能訓練を実施した記録（実施時間、訓練内容、担当者等）を作成・保存すること。 F（口頭）当該加算の趣旨を踏まえ、「心身機能」、「活動」、「参加」といった生活機能にバランスよく働きかける内容の個別機能訓練計画とすること。 F（口頭）個別機能訓練計画とモニタリング記録の訓練目標及び期間の内容が相違しているものを確認した。双方の記録で相違が無いように記載等すること。 H（文書（返還））機能訓練指導員が直接訓練を行っていないにもかかわらず当該加算を算定。 H（口頭）訓練に関する記録には、個別機能訓練計画に基づいて実施した訓練の実施時間と担当者についても記録すること。 H（口頭）機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問（計画作成時、その後3月ごとに1回以上）し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画の内容の説明、進捗状況等を説明し、記録に残すこと。</p>
ADL維持加算（Ⅰ）											
ADL維持加算（Ⅱ）											
認知症加算											
若年性認知症利用者受入加算											
栄養改善加算											
栄養スクリーニング加算											
口腔機能向上加算											
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					○						
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（イ）											
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（ロ）											

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）														
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			○	○		○	○	○		○		※Gの算定はR2.4月～。		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）														
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）								○						
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）														
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）														
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）														
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）														

【減算】

○…算定あり ×…算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

事項	事業所										指導内容
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
送迎減算	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	B・E・H（口頭）送迎が無くなった理由（家族の送迎等）が明確に分かるように、送迎の記録を記載すること。
同一建物減算	○										

【その他】

（報酬）

- ・ 居宅介護支援事業所に提出するサービス提供票の写しを保存すること。（口頭指導）
- ・ サービス提供票に実績や変更後のサービス内容等が全く記載されていなかった。実績や変更後のサービス内容等を記載すること。（口頭指導）

<認知症対応型共同生活介護>

実地指導事業所：11事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○…算定あり ×…算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所			指導内容
	A	B	C	
夜間支援体制加算（Ⅰ）				
夜間支援体制加算（Ⅱ）				
認知症行動・心理症状緊急対応加算				
若年性認知症利用者受入加算				
利用者が入院したときの費用の算定	○	○	○	
看取り介護加算				
初期加算	○	○	○	
医療連携体制加算（Ⅰ）	○	○	○	
医療連携体制加算（Ⅱ）				
医療連携体制加算（Ⅲ）				
退居時相談援助加算				
認知症専門ケア加算（Ⅰ）				
認知症専門ケア加算（Ⅱ）				
認知症専門ケア加算（Ⅲ）				
生活機能向上連携加算				
口腔衛生管理体制加算				
栄養スクリーニング加算				
サービス提供強化体制加算（Ⅰイ）		○		
サービス提供強化体制加算（Ⅰロ）			○	
サービス提供強化体制加算（Ⅱ）	○		○	※Cの算定はR2.5月～。
サービス提供強化体制加算（Ⅲ）				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	○	○	○	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）				
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）				
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）				
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		○		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	×		○	A（口頭）実施した職員の処遇改善の内容等について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

【減算】

○…算定あり ×…算定があったが指導を受けたもの

事項	事業所			指導内容
	A	B	C	
利用者定員超過				
夜勤を行う職員の員数が基準に満たない				
身体拘束廃止未実施減算				